

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 24 日

都道府県
各 指定都市 認定こども園担当課 御中
中 核 市

内閣府子ども・子育て本部参事官付
(認定こども園担当)

新型コロナウイルス感染症対策のために認定こども園において登園自粛や臨時休園
を行う場合の配慮が必要な園児への対応について

日頃より認定こども園行政の推進に御尽力・御協力いただき大変ありがとうございます。
ます。

認定こども園については、園児本人が感染した場合等における臨時休業や、地域全
体での感染拡大を防止することを目的とした臨時休業に係る考え方については、これ
まで、「認定こども園における新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応につ
いて」（令和 2 年 2 月 25 日付け事務連絡）等でお示ししたとおりですが、このたび、
厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症対策のために保育所等において登園自粛
や臨時休園を行う場合の配慮が必要な子どもへの対応について」（令和 2 年 4 月 24 日
付け事務連絡）が別添のとおり発出されましたのでお知らせします。

つきましては、当該事務連絡の内容をご確認の上、適切に対応いただくようお願い
いたします。

また、管内の認定こども園及び市町村に対して周知いただきますようお願いいたし
ます。

(本件担当)

内閣府子ども・子育て本部参事官付
(認定こども園担当)

Tel : 03 (6257) 3095

Fax : 03 (3581) 2521

事 務 連 絡

令和2年4月24日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{指 定 都 市} \\ \text{中 核 市} \end{array} \right)$ 保育主管部（局）
地域子ども・子育て支援事業主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

新型コロナウイルス感染症対策のために保育所等において登園自粛や臨時休園を行う場合の配慮が必要な子どもへの対応について

保育所等は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設等であり、子どもの健全な育成を図るとともに、保護者を支援する重要な役割を担うものであることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策のために保育所等において登園自粛や臨時休園を行う場合の配慮が必要な子どもへの対応について下記のとおりお示ししますので、管下の保育所等に対して周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

なお、認可外保育施設においても、各施設において同様の取り扱いが行われるよう、都道府県、指定都市又は中核市にて、必要に応じた情報提供及び助言等をお願いいたします。

記

登園自粛や臨時休業の継続に伴い、子ども及びその保護者が自宅で過ごす期間も長くなることから、保育所等においては、保育等の実施責任を負う市区町村とも連携の上、必要に応じて保護者に対する相談支援を行うなど、必要な関与を継続していただきたいこと。

特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童（※）など、配慮が必要な子どもについては、保育所等において、定期的に（支援対象児童については概ね1週間に1回以上）その状況を確認していただくなど、関係機関との連携を密にして取り組んでいただきたいこと。

※ 要保護児童対策地域協議会に登録される支援対象児童については、児童福祉法第6条の3第8項の要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）や同条第5項の要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）などが考えられます。

以上

（保育所、地域型保育事業所について）

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（内線4854，4853）

FAX：03-3595-2674

E-mail：hoikuka@mhlw.go.jp

（認可外保育施設について）

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL：03-5253-1111（内線4838）

FAX：03-3595-2313

E-mail：ninkagaihoiku@mhlw.go.jp

（放課後児童クラブについて）

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL：03-5253-1111（内線4966）

FAX：03-3595-2749

E-mail：clubsenmon@mhlw.go.jp